

白井第三小学校区まちづくり協議会 第16回設立準備会 議事録

書記:大野 彰
齋藤一夫

日時 令和3年11月7日(日) 18:30~20:00

会場 富士センター大集会室

出席者 委員 25名

市民活動支援課 4名 支援チーム 5名

配布資料:〈事前郵送分〉

資料1: 白井第三小学校区まちづくり協議会規約(案)

資料2: 白井第三小学校区まちづくり計画(案)

資料3: 白井第三小学校区まちづくり協議会設立までのスケジュール(見込)

〈当日配布分〉

資料4: 「設立総会までに行うこと」及び「設立総会について」

その他: 白井第三小学校区まちづくり協議会 第15回設立準備会 議事録

令和3年度 白井第三小学校 防災対策マップ(白井第三小 PTA 作成・提供)

司会 市民活動支援課 保科係長

本日はお忙しい中お集りを頂き有難うございます。

前回の第16回設立準備会が7月11日であったので、今回は約4か月振りの会議となります。

本日はこれまでの会議を思い起こしながら進めていきたいのでよろしくお願いします。

島森会長挨拶

事務局の説明通り大分間が空いているが、その間にも規約委員会及びまちづくり計画の委員会は開催され着々と進められている。本日はその結果を皆さんが各ワークショップグループそして各部会のグループ等で討議された結果をまとめたものが皆さんのお手元に配られている。それを基にして会議を進めていきたい。本日は大変重要な会議となるのでよろしく討議をお願いします。

1. 第15回準備会からこれまでのふりかえり(第15回準備会議事録参照)

保科係長:分野ごとの規約の検討委員会と防災関係のまちづくり計画の検討委員会及び残り8分野のまちづくり計画の検討委員会の中間報告的な内容を第15回の準備会開催時に報告を頂いた。その後規約検討委員会は会議を続け、今回の資料1としてまたまちづくり計画検討委員会では資料2として形が出来上がっている。

ここで各委員会から各案に至った報告をお願いしたい。

2. 各検討委員会の報告

①規約検討委員会の報告《島森会長》

規約検討委員会では7回の会議をもち、いろいろな意見を出してもらいまちづくりの源となる簡潔で皆さんが理解できる規約作りを目標として会議を重ねた結果、本日手元にお配りした規約を案として決定した。よろしく検討をお願いします。

②まちづくり計画検討委員会(防災)《橋本委員長》

資料2の中の防災分野、実施主体が防災特別部会をやることになった。事業名としては「防災リーダーの育成」、「防災組織の設立と充実」、「防災マップの作成」、「防災訓練の実施」の項目に分けて予算と実施年度を並べ検討しようということになった。さしあたっては R3年度をスタートとして考えていくべきであるということでやり方についてはこれから議論をしていくことになる。

③まちづくり計画検討委員会(8分野)《松田委員長》

本委員会では8分野を5分野まで集約して行いたいという提案を行った。

保科係長:こちらはまとめ上げるのに予算を考えたり、事業の実施の見込みはどうであろうということで意見を交わしながら皆さんでまとめ上げてもらった。

以上が各検討委員会からの報告である。

3. 規約(案)及びまちづくり計画(案)についての意見交換

森岡委員: 私が理解できない点について質問をしたい。

「資料1」の規約(案)第13条6項について、「総会は、代議員の過半数の出席により成立し、…」とあり、6頁「別表1」の「代議員」では「白井市自治連合会第三小学校区支部(15人以内)」、「構成団体(25人以内)」、「公募(3人以内)」となっている。そして第9条の「協議会におく役員」として17名となっているが、総会の中にこの役員は入らないのか? 即ち総会が代議員の過半数の出席により成立となると6頁「別表1」の代議員数が43人であるので役員17名が含まれると、あと20数名で総会が成立となる。その場合の役員の位置付けがどうなるのか?

島森会長: 資料1の5頁に協議会組織図があり、その中で最高意思決定機関として総会があり、その下に役員会がある。規約案第9条では「協議会に次の役員を置く」として、会長(1名)、副会長(2名)、理事(5名)、部会長(5名)、会計(2名)となっているが、幹事(2名)は役員には含まれていない。第13条6項で「総会は出席した代議員の過半数をもって議事を決する」となっているが、総会と役員会とは別個のものであるがいかがでしょうか。

保科係長: 規約検討委員会の中で話し合いをして、まず総会は役員会が提案するものである。

(司会) 代議員というものはその提案を議決するものである。即ち大前提として総会を招集するのは役員会であり、役員は総会の議決には加わらない。イメージとしては市町村の議会と同じようなものであり、それでいくと代議員が議員であり、議案を提案する役員会というのが「市」の側である。役員は当然議案を提出するので出席しているという前提になるが、提案者として出席しているので議決をするのは代議員となる。代議員の過半数が出席しないと総会は成立しないのでこれが定足数の部分となる。(第13条6項)前提条件として役員は提案者として出席をしているという形になる。

森岡委員: そうすると役員は総会の議決権の人数には入らないという理解でよろしいですね。

保科係長: その通りです。

素田委員: 本規約案はまちづくり協議会と既存の自治会との関連性について何も触れていない。

どのような接点を保ってこの規約でドッキングさせるのか? 既存の自治会で触れているのは代議員が出てくるようになっている。自治連合会第三小学校区支部そして構成団体となって

いるので、これらがかりうじて触れてくるのかなと思われる。この辺の条項は入れなくてもよいのか？

島森会長：全ての団体、第三小学校区にあるすべてのボランティア団体全員が構成団体・構成委員である。そういう意味で自治連合会から15名が出ている。そういうことで理解をしていただけないでしょうか。これまでの自治会の活動に関して「まち協」が口を出すことは無い。従来通りの活動は自治会、自治連合会の活動として認めている。そのため自治会に関する条項を特別に入れることは考えていない。

素田委員：全くこの規約で触れていなくて、自治会は個々に今までの活動を行うということだね。代議員になるということはある程度規則として縛られることになる。第三小学校区支部の中で代議員としての15人は自治会長になると思われるが、代議員として規約に縛りがくることになる。であるならば既存の自治会とどのようにドッキングするかを規約に入れればどうか。

島森会長：まちづくりそのものは、その趣旨がそれぞれの団体の皆さんと接点を強くもつというのが基本である。その基本のもとにまちづくり協議会を設置しようとしている。その為各自治会長がそれぞれの部会に入り検討を行った。

また、規約委員会でもその中に入って検討したものがここに入っている。

素田委員：そのためにも、従来の自治会とは違うという条項を入れればどうか。

保科係長：今第三小学校区には自治連合会というものが、一昨年には防災訓練を行った。

自治連合会の第三小学校区支部として行ってきたこれまでの事業は、まちづくり協議会に移管しても自治連合会の支部は地域の自治会の情報交換の場として機能するが事業を行うものではなくなる。自治連合会はすべての自治会が参加しているのでまちづくり協議会ができた後も意見交換の場として残る形となる。これまで行ってきた事業的な部分としてはまちづくり協議会に引き継がれるという形になる。

富澤副会長：まちづくり協議会の中には本来自治連合会の会長だけが本会に入っていたが、それだけではどうしても情報が伝達できないであろうということで自治連合会を構成する10自治会の会長も含め一緒になってやろうということになった。素田委員が言われるように自治会だけを突き出した形で規約の中に入れるのではなく、その他地域のいろんな団体及びグループも含め全体を見たまちづくりであるので一つだけ特別に見るのではない。それぞれの自治会の中でやることについてはやぶさかではない。他の団体も同じ条件になるということである。

保科係長：素田委員への質問であるが、規約の条項等ではなく例えばまちづくり協議会の設立後に規約に追加的な形で各参加団体の一覧表のようなものを掲載するとか、そういうイメージなのか。

素田委員：独り歩きをする可能性があるので、この条項に既存の自治会や団体と共有するという条項が無い。そのためどこかにそれを一項目でも入れればどうかという提案である。

保科係長：イメージとしてはこの規約によってまちづくり協議会にどのような団体が参加しているということがわかるようにした方が良く、そしてその関連性を分かるようにした方が良くということか？規約案の第2条には協議会の目的がはいっており、第4条では区域が入っている、第7条には構成が入っているが、その構成者がもっと具体的に分かった方が良くのではということだと思われる。今どの団体が設立に参加するかが確定していないので、設立後に参加団体という形でリストを追加するというイメージでよいか？

素田委員：自治会の他いろいろな団体があるので今は分からない。

- 井川委員：先程、保科係長よりこれまでやってきた事業的なことはまち協で引き継ぐことになるとの説明があったがそうなのか？
- 保科係長：それは自治連合会第三小学校区支部として行ってきた事業はまち協の方に引き継がれる形になるということである。
- 井川委員：ということはこれまで行ってきた防災訓練や自治連合会の事業内容ということか？
- 保科係長：全く一緒でなくてはならないということではなく、自治連が行ってきた第三小学校区地域の中で防災訓練以外にもこれまでやってきたものがあると思われる。そういう機能の部分はまち協に引き継がれるという形になる。
- 井川委員：自治会の活動はそのままということか？
- 保科係長：個々の自治会の活動に関してはまち協から直接的に何か関与するという形ではなくそれぞれの自治会がまち協に参加していただくという形になる。
- 井川委員：自治会で個々にお祭り等を行っているが、そういうことに関しての予算的なことは今まで通り自治会にも補助金が出るということか？
- 保科係長：今それぞれの自治会に出ている補助金は何も変わらない。自治連合会第三小学校区支部に出ている補助金は事務費のみになり、事業経費に関してはまちづくり協議会の補助金と一体化される形となる。
- 橋本委員：素田委員の質問に関連して別表1の代議員の数は白井市自治連合会第三小学校区支部が15人、構成団体が25人となっており、これはまちづくり協議会設立準備会に参加している団体の中から選んだはずである。従ってその部分が何となくボヤッとしているため先程の質問になったと思われる。表1の表現の仕方の問題ではないか。
- 富澤副会長：代議員の問題が出てきたため、それは各団体の長又は各団体から代表としてでてくることになる。最終的に団体から誰ということではなく規約の中では人数を出したが代議員の名簿を作ることになっている。そこに出されている人数は大体そういう人数になるだろうということを出されている。これまでに出版されている団体から出されることには間違いはない。
- 橋本委員：最終的にその表が入った方がすっきりするのではないと思われる。
- 富澤副会長：本日皆さんより承認が得られれば、代議員になってもらうようお願いをすることになる。
- 齋藤委員：各団体が、私の団体はこのまちづくり協議会に参加しますという確認をとってからでないと言記できることではない。各団体がまちづくり協議会に協力し一緒に歩もうということになった時点で表記されるべきである。
- 保科係長：本日配布資料のなかの資料4で「設立総会までに行うこと」ということでその項目及び内容が記されている。今それぞれの団体から代表として出ている方や地域で活動されている代表の方で準備会を構成しているが、その団体にも改めて参加の意向を確認したうえで名簿を作り設立総会終わって正式にまちづくり協議会となったあとに名簿を添付する形になる。
- 森岡委員：規約案の第16条に(1)防災特別部会となっている。今までワークショップ等で「防災」が各分野に入ってくるので特別な扱いとして討議を行ってきた。「特別」部会としながら5頁の「白井第三小学校区まちづくり協議会組織図」の中で「防災特別部会」は横一列の一つとして位置付けられている。「特別」であるのであれば組織図の中の「事務局」の反対側にもってきて「防災対策室」のように独立した機関とした方が良いのではないか。
- 島森会長：指摘の通り、最初の我々の協議の中では特別部会ということで一段上になっていた。

しかしながら防災だけが特別部会となると組織図としてはどうかということになった。全部の部会が重要であり防災だけを特別扱いするのはということで並列扱いにすることになり、特別にすると皆さんの意見も出しにくくなり資料1の組織図のようになったというのがその経緯である。ただこれは絶対ではなく皆さんの総意で決められるものである。

森岡委員： そうすると「特別」をつける必要があるのか。そしてワークショップで話し合ってきたのは「防災」は全般に関わることであるということであった。そうすると事務局と同様の形で独立対策室のようなものを設け各分野に係るという形をとった方が分かりやすいのではないか。この点が納得できかねるところである。

富澤副会長： 第三小学校区で何が一番大切であるといえれば防災を特別に重要視し準備をしなければ大変なことになるという話からこれは始まっている。いくつかの部会があるが防災に関しては全部の部会の人達がこれに入らなければ活動できないということの意味があり、あえて「特別」とつけた。防災特別部会は年中この会議をやっているわけではないので準備をやるための各部会の部長も最終的には入る形になるが、その前の特別部会というのは部会である程度の準備をして計画を立てたうえで最終的に災害が発生したときには特別部会が先頭に立って活動してもらうことになる。従って考え方としては第三小学校区として一番大切な活動になるということであり、あえて「特別」とした。

森岡委員： 横並びにしない方が良いのではと思っているが、了解はした。

齋藤委員： 部会というのは兼務をすることができる。そのため特別という意味を防災委員会というらえ方でよい。島森会長の説明のようにすべての部会が大切な部会であるので、ここで横並びにすることもありということに理解をした。

川越委員： これは最終的に部会の人数は何人ぐらいになるのか？少なくとも代議員の人数以上となるのか？いろいろな役職があり、全体像が分からなくなってきた。即ちPTAからは最終的に何人を出すのかである。

島森会長： ワーキンググループで人数を分けたが、その人数プラス何人と考えている。一般の公募も考えているのでそこから何人かを振り分けていくことを考えている。

保科係長： まちづくり計画については前回の会議でもおおむね出ているので大きな質問は無いかと思われるが、実施年度や予算を最終的に追加した形となっている。

その他の質問及び提案はないか？

質問が無いので、今回の資料1、2で規約案および計画案として提出したものを設立総会時のまちづくり計画案として出すこととしてもよいか。

このままで提案することに賛成の方は挙手をお願いする。

【全員挙手により賛成】

島森会長： 有難うございました。

保科係長： 議題4の今後のスケジュールについて、資料3「白井第三小学校区まちづくり協議会設立までのスケジュール(見込)」を参照。

本日11月7日第16回準備会において規約案と計画案の承認を頂いたので、次は設立総会について資料4「設立総会までに行うこと」及び「設立総会について」を参照。

事務局側より今後のスケジュールについての提案があれば出してほしい。

島森会長： 重要な二つの事項についての承認を頂いたので、間近に設立ができるものと思われる。

令和4年の3月頃になると、自治連のメンバー及び諸団体の代表が代わる可能性がある。各団体にはまちづくり協議会に参加するとの確約を得たうえで設立総会を行い協議会の運営がスムーズに行えるよう状態にしたいと思っている。そのため1月の末か2月の早い時期に設立のための総会を開催したい。それまでに設立総会までに行う各項目の内容について事務局会議でどのようにするかを検討する。

保科係長：設立総会を1月末か2月の前半に行うことについての意見は？

富澤副会長：規約ができることによりまちづくり協議会の運営をスタートすることができることになるため、第9条にあるように会長、副会長、役員そして部会長等の推薦をしていく必要がある。人選を行い初めて総会への提案が行えるようになるため、事務局より皆さん個人個人に役職をお願いすることになると思われるので、声が掛かった時には快く受けて頂きたいので皆さんの協力をお願いします。

保科係長：1月末か2月の前半に富士センターの大集会室が空いていることを確認した上で予約を入れる。それまでに行う団体への参加依頼や住民への周知のやり方としてはどのように進めていくのがよいか。現在参加を頂いている各団体に関しては参加の意向をもう一度確認させていただく。その決定が頂ければあとは事務局で進める。
準備会の事務局として準備会の会長名で各団体に書面で参加意向の確認をとらせていただくことでよいか。（これを確認した。）

島森会長：地区にある事業所で自治会に関与しているところ等には、我々が一緒に行き紹介をしていただければ誘いやすいと思われる。各自治会で把握している事業所があれば是非知らせてほしい。

齋藤委員：団体というのは分かるが、住民全てが構成員である以上住民から一筆をとるのではなく住民への回覧、いわゆる告知の方法に関して各自治会が統一した回覧ないし書面が必要であるので検討をお願いしたい。

松田委員：各住民への周知は広報を出しているもので、それであれば全住民に行きわたる。

保科係長：自治会によって対応が異なると思われるが、自治会員でないところにも配布物を配ってもらっている自治会もある。現在配っている広報は自治会を経由しているものでそれぞれの自治会のやり方で個別に配布という形になっている。齋藤委員の意見は自治会員でないところはどうかということだと思われる。それについては各自治会長が集まる自治連合会第三小学校区支部で話し合ってもらいたい。自治会に加入していない世帯の把握をしていない自治会は無いと思われるので、投げ込みだけはしてもらおうという協力について自治会にお願いする形になる。

松田委員：配布が100パーセントの世帯へというのは無理であると思われるので、少しでもそれに近づけるようにしたいが、広報がそれに一番近いと思われる。

井川委員：市の広報にも載せた方が良くはないか？広報であれば各自治会に入っていない世帯にも配布されている。コンパクトにして広報に出して頂きたい。

保科係長：市の広報はページ数が固定されているので載せられるかどうかの確約は難しい。
そしてこれは市からのお知らせではなく地域からのお知らせとなり、重要度が下がってしまう。広報とも相談はさせてもらうがサークルと同じような扱いとなるので確約はできない。

島森会長：まちづくり協議会を積極的に進めようと言っているのは行政の方である。大事な設立総会の案内を広報にページが無いので載せられないというのは行政としてはおかしいのではない

か。本会に出席されている部長さんに是非力を出してもらって広報に載せて頂きたい。

岡田部長： 広報に関してはこれまで市でも各小学校区の支部の事業も市の広報でお知らせをしてきている。今回は更にそれが発展ということでまちづくり協議会の話になっていることであるので市の方でも掲載ができるようにやっていきたいので安心いただきたい。

森岡委員： 提案であるが、松田広報担当委員より広報に掲載の提案があったが、市の広報は各世帯に市の方からポスティングがなされている。今回は特別であるのでそれに託すというのはいかがでしょうか。

保科係長： 市の広報は現在すべての世帯に届けられるよう、シルバー人材センターに委託し個別に配達を行っている。それに追加として第三小学校区にだけポスティングを行うとなると、費用も増えるので確認をさせてもらおう。

森岡委員： もう一つ年内に広報に載せるとなると原稿が間に合うのか？

保科係長： 現行の締め切りは発行日の35日前となっているので12月の広報には間に合わない。さらに総会の日程が決まらないと広報には載せることができない。

松田委員： 第三小学校区の広報に載せるにも協議会設立総会の日を載せなければならないのと参加の公募委員も載せる必要がある。そして周知させる期間も少しでも長くとる必要があるので早めに動かないと厳しい。

保科係長： 総会の日程については事務局会議の方に一任をしていただきたい。そして確定次第皆さんにお知らせをするという形をとらせていただきたい。

総会の日程は事務局会議で早急に決めさせていただくことにする。詳細については事務局会議で詰める。

岩崎委員： 設立のための総会を1月か2月に開くという提案があったが、その場合第一回の定期総会はいつになるのか。

保科係長： 設立総会が令和3年度中に行われると事業年度が4月1日から翌年の3月31日となっているのでそこで一回切れることになる。そして令和4年度の定期総会を令和4年度の早い時期にやることになる。

岩崎委員： 次に設立総会に対して自分は総会に出席する人は代議員である。自分はどんな立場で出席しなければいけないのか、それともただ君は第三小学校区に住む一人の代議員でない人間であるので別に来なくてもよいというのか？

島森会長： これは準備会が提案する設立総会であり、協議会の総会ではない。協議会の総会は代議員の人たちが出席をする。設立総会は今出席されている皆さんが出席することになり、それで行こうということになればバトンタッチをして準備会を終わり正式なまちづくり協議会となる。令和4年度の総会は代議員が出席することになる。即ち新役員と代議員が出席をして総会を開くことになる。

保科係長： 資料4の設立総会というのは設立のための総会であるのでその設立総会に関しては役員や代議員は全くない状態である。会長や事務局が発起人となりまちづくり協議会を設立しようという総会をやるというイメージである。そこでは皆さんは提案者であり決定者である形になるため通常の定期総会とは全く異なる。

岩崎委員： 設立総会のため、役員をその前に決めなければならない。そうなればあと何回かこういう会議があるということか。

富澤副会長： 先程私が話した中でお願いしたのはそのことである。設立総会を行うためには役員を提案しなければならない。そこへもっていくために今から準備をしていかなければならない。そして

設立総会では名簿を含め提案を行い、それに賛成を得て初めて設立することになる。

保科係長：多分1月後半から2月の頭に設立総会を設定すると、その前に最低1回はある程度整った形になったところで皆さんにこういうふう提案するという議案の確認の準備会を開く必要がある。役員人事に関しても提案の一つになるのでそれらを纏めた予算も含んだ総会の議案というのを見ていただく準備会が最低でもあと一回は必要となる。大きな問題が無ければそれで設立総会に向かえることになる。

斉藤委員：資料4の一番下の行については決めなくてもよいのか？

保科係長：これについてはこの場で決定するか或いは事務局でもんでもらい提案をしてもらうかの形になる。どれだけの団体が参加を希望されるのか、或いはここに参加していない団体でどれ位が参加を希望されるのかについては事務局会議で検討をさせていただく。

本日の確認事項として、

- (1)資料1の白井第三小学校区まちづくり協議会規約(案)については議案の通りで提案をおこなうこととする。ただし設立後に構成団体等の名簿を添付する。
- (2)資料2の白井第三小学校区まちづくり(案)については特に訂正は無くこのままでいく。
- (3)今後のスケジュールについては1月末から2月に総会を行う。現在の準備会の方から各団体に参加意向の確認の文書を郵送でお送りする。
- (4)住民の周知に関してはまちづくり協議会の広報及び市の広報への掲載確認を行う。市の広報については市民活動支援課より広報の担当部署と調整を行う。
- (5)その他総会の日程や設立総会準備会以外の参加者等の検討事項については事務局会議で検討する。

次回の会議については事務局会議で決定後速やかに皆さんに通知する。

島森会長：本日は有意義な会議を持つことができ有難うございました。今後とも是非よろしくお願ひします。

以上